

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 新潟県新潟市東区津島屋三丁目208番地

氏名 株式会社 不二産業

代表取締役 本間 洋士

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八一 印

許可の年月日 令和 5年 7月14日

許可の有効年月日 令和12年 7月 3日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。）

（積替え保管を除く。）

燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、  
銹さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん（以上、10種類）

（積替え保管を含む。）

汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有  
産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物  
を含む。）（以上、9種類）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地） 新潟県新潟市東区津島屋二丁目204番 外

（面積） ①37.5㎡、②30㎡、③50㎡、④25㎡、⑤43.8㎡、⑥50㎡

（産業廃棄物の種類、保管上限および積み上げることができる高さ）

- ① 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：75㎡ 2m（屋内）
- ② 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：60㎡ 2m（屋内）
- ③ 混合産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：100㎡ 2m（屋内）
- ④ 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類  
（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：25㎡ 1m（屋内）
- ⑤ 汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）：6㎡（屋内）
- ⑥ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）  
：100㎡ 2m（屋内）

(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字上往来 653 番 52

(面積) ① 79.2 m<sup>2</sup>、② 13.4 m<sup>2</sup>、③ 13.4 m<sup>2</sup>、④ 13.2 m<sup>2</sup>、⑤ 70 m<sup>2</sup>、⑥ 6.6 m<sup>2</sup>、⑦ 24 m<sup>2</sup>、⑧ 132 m<sup>2</sup>、⑨ 13.4 m<sup>2</sup>、⑩ 1 m<sup>2</sup>、⑪ 3 m<sup>2</sup>  
(産業廃棄物の種類、保管上限および積み上げることができる高さ)

- ① 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類：162 m<sup>3</sup> 2.4m (高さは廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。)
- ② 木くず：27 m<sup>3</sup>
- ③ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：21 m<sup>3</sup>
- ④ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類：27.5 m<sup>3</sup> 2.4m
- ⑤ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：140 m<sup>3</sup> 2m
- ⑥ 廃プラスチック類：7.5 m<sup>3</sup>
- ⑦ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 48 m<sup>3</sup> 2m
- ⑧ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：300 m<sup>3</sup> 2.4m
- ⑨ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：21 m<sup>3</sup>
- ⑩ 汚泥、金属くず (以上、廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)) に限る。): 0.6 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑪ 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。): 5 m<sup>3</sup> (屋内)

(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字上往来 653 番 65 外

(面積) ① 1.925 m<sup>2</sup>、② 1.925 m<sup>2</sup>、③ 1.925 m<sup>2</sup>、④ 1.925 m<sup>2</sup>、⑤ 1.925 m<sup>2</sup>、⑥ 1.925 m<sup>2</sup>、⑦ 1.925 m<sup>2</sup>、⑧ 1.925 m<sup>2</sup>、⑨ 57,600 m<sup>2</sup>、⑩ 43,200 m<sup>2</sup>、⑪ 1.925 m<sup>2</sup>、⑫ 1,500 m<sup>2</sup>、⑬ 28,800 m<sup>2</sup>、⑭ 28,800 m<sup>2</sup>、⑮ 28,800 m<sup>2</sup>、⑯ 28,800 m<sup>2</sup>、⑰ 28,800 m<sup>2</sup>、⑱ 14,400 m<sup>2</sup>、⑲ 96,000 m<sup>2</sup>

(産業廃棄物の種類、保管上限および積み上げることができる高さ)

- ① 廃プラスチック類：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ② 紙くず：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ③ 木くず：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ④ 繊維くず：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑤ 金属くず：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑥ ゴムくず：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑦ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石こう)：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑧ がれき類：4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑨ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 108.56 m<sup>3</sup> 2.0m
- ⑩ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：81.42 m<sup>3</sup> 2m
- ⑪ ガラスくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。): 4 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑫ 汚泥、金属くず (以上、廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)) に限る。): 1.2 m<sup>3</sup> (屋内)
- ⑬ 廃プラスチック類：54.28 m<sup>3</sup> 2m
- ⑭ 木くず：54.28 m<sup>3</sup> 2m
- ⑮ 金属くず：54.28 m<sup>3</sup> 2m
- ⑯ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石こう)：54.28 m<sup>3</sup> 2m
- ⑰ がれき類：27.14 m<sup>3</sup> 2m
- ⑱ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：27.14 m<sup>3</sup> 2m
- ⑲ 混合産業廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)：74.67 m<sup>3</sup> 2m

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年	7 月	4 日	新規許可
平成 8 年	3 月	15 日	変更許可
平成 9 年	9 月	12 日	商号変更
平成 10 年	10 月	28 日	変更許可
平成 11 年	7 月	4 日	更新許可
平成 12 年	4 月	26 日	変更許可
平成 13 年	4 月	12 日	変更許可
平成 16 年	7 月	4 日	更新許可
平成 18 年	11 月	30 日	積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成 21 年	7 月	21 日	更新許可 (平成 18 年 2 月 16 日環産発第 060216003 号に基づく許可年月日)
平成 26 年	3 月	6 日	優良基準適合確認

平成27年 3月24日 積替え・保管場所の追加  
平成28年 8月24日 更新許可(平成25年3月29日環廃産発第13032910号に基づく許可年月日)  
優良基準適合認定  
平成29年10月23日 住所変更  
平成29年10月27日 水銀使用製品産業廃棄物の表記追加  
令和 3年 5月21日 変更届(積替え・保管場所の変更)  
令和 5年 1月12日 変更届(代表者変更)  
令和 5年 7月14日 優良基準適合認定・更新許可  
(令和2年3月30日環循規発第2003301号に基づく許可年月日)  
令和 6年 5月24日 積替え・保管場所の追加

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
無  
(令和 5年 7月14日 更新許可)